

児童扶養手当の所得制限限度額

請求者及びその扶養義務者等の前年（1月から9月までに請求する場合は前々年）の所得（年間の収入金額から給与所得控除などを控除した額）が下表の額以上であるときは、その年度（11月から翌年の10月まで）の手当の一部または全部が停止になります。

（令和6年11月1日以降）

扶養親族等の数	前年分所得（ただし、1月から9月までに請求する場合は前々年所得）		
	請 求 者（本人）		配偶者、扶養義務者・父母がいない児童等の養育者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	69万円未満	208万円未満	236万円未満
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
以降1人につき	38万円/加算	38万円/加算	38万円/加算

■限度額に加算されるもの

- ①請求者（本人）／70歳以上の同一生計配偶者・老人扶養親族がある場合は
1人につき10万円
特定扶養親族がある場合は1人につき15万円（16歳以上19歳未満の扶養親族を含む）

- ②扶養義務者等／老人扶養親族がある場合は1人につき6万円
（ただし、扶養親族等がすべて70歳以上の場合は、1人を除く）

注）政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として、給与所得控除額などを加えて表示した額です。

■所得額の計算方法

$$\begin{aligned}
 \text{所得額} &= \text{年間収入金額} - \text{必要経費} + \text{養育費} - 80,000\text{円} - \text{下記の諸控除} \\
 &\quad \text{(給与所得控除額等)} \qquad \qquad \qquad \text{(社会・生命保険料相当額)}
 \end{aligned}$$

諸控除の額（主なもの）

- 障害者控除・勤労学生控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・270,000円
- 特別障害者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・400,000円
- 寡婦控除※・・・・・・・・・・・・・・・・・・270,000円
- ひとり親控除※・・・・・・・・・・・・・・・・・・350,000円
- 雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別除
・・・・・・・・・・・・・・・・・・地方税法で控除された額
- 公共用地取得による土地代金などの特別控除・・・・・・・・・・当該控除額

※ 請求者（本人）が母または父の場合、寡婦控除・ひとり親控除の適用はなし

※1 児童の父または母から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品などでその金額の8割